

令和元年6月3日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K04335

研究課題名(和文)1930年代アメリカ高等教育における大学拡張部の意義

研究課題名(英文)University Extension and American Higher Education in 1930s

研究代表者

五島 敦子(Atsuko, Goshima)

南山大学・教職センター・教授

研究者番号：50442223

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、1930年代アメリカ高等教育における大学拡張部の意義を探求することである。大恐慌後、ニューディール政策下で職業教育への助成や失業者対策が展開された。大学拡張部は、これらの政策と連動して、成人が柔軟に学べる学位プログラムを提供するとともに、経済的事情のために大学進学を断念した青少年が働きながら学べる課程を提供した。全米大学拡張協会(National University Extension Association: NUEA)の指導者たちは、大学拡張課程の質が低いとする批判に対抗するため、単位認定基準を細かに定め、商業主義の営利学校との違いを明確にすることで、質向上を図った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

人生100年時代の働き方が問われる今日、大学には、社会人の学び直しの機会が求められている。アメリカでは、オンライン教育や社会人経験の単位認定などにより、誰でもいつでも学べる学位プログラムが開発されている。しかし、学問的水準が曖昧である、教育の質が低いなどの批判もみられる。本研究の意義は、こうした批判が登場した1930年代に遡って、大学拡張部が歴史的にどのようにその解決を図ってきたかを実証的に解明することにある。

研究成果の概要(英文)：This research is to explore the significance of university extension in American higher education in the 1930s. The university extension divisions provided flexible degree programs for working adults seeking better pay and higher social status. During the New Deal era, the divisions delivered correspondence courses to unemployed young men at the Civilian Conservation Corps Camps. Some critics expressed concerns about the quality of extension courses that anyone could take at any time. The leaders of the National University Extension Association (NUEA) worked to improve the quality of programs by defining the credit transfer guidelines and clarifying the differences from market-oriented for-profit schools.

研究分野：教育学

キーワード：アメリカ大学史 アメリカ成人教育史 大学開放/大学拡張 戦間期 継続教育 現職教育

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1)問題の所在：人生100年時代の働き方が問われる今日、大学には、社会人の学び直しの機会を拡充するよう求められている。アメリカでは、オンライン教育を活用して学習を細分化したり、社会人経験を単位認定したりすることで、個別のニーズに応える柔軟な学位プログラムが開発されている。こうした取組みは、日本が学ぶべきモデルとして検討されている。しかし、表面的なノウハウに偏るため、大学が社会人教育に取り組む上で、歴史的にどのような課題に遭遇し、その解決を図ってきたかを検討する研究は不足している。

(2)1930年代への着目：アメリカの大学は、20世紀初頭から「大学拡張部(University Extension Division)」という専門組織を置き、社会人の多様な教育ニーズに応えてきた。第一次大戦後は、社会的上昇のために大学教育を望む声が高まり、1930年には、30万人もの人々が大学拡張部による通信教育や巡回講義を受講した。さらに大恐慌後は、ニューディール政策と連動した職業教育プログラムが要請され、大学拡張部はその受け皿となって多様な事業を展開した。1930年代に着目する理由は、このような大学拡張運動が全米に拡大するにつれて、大学を社会に開くことの是非が問われはじめた時代だからである。すなわち、大学拡張部による教育課程は商業主義であり質が低いために、大学の威信を傷つけるとして、伝統的な大学教育を支持する大学人から批判された。大学拡張部は、こうした批判をどのように乗り越えて、今日にいたる発展にいたったのか。従来の研究は、第二次大戦後に登場した同様の批判を検討しているが、戦間期については十分に明らかにされておらず、とくに一次史料にもとづいた研究は希薄なままである。

2. 研究の目的

本研究では、以上の先行研究の状況を踏まえ、アメリカにおける大学拡張部の意義を明らかにすることを目的として、次の三つの課題を設定した。そのさい、1915年設立以来、アメリカ大学拡張運動を先導してきた「全米大学拡張協会(National University Extension Association: NUEA)」という大学協会の指導者たちの議論に注目して探究した。NUEAは、2019年現在、「大学専門職・継続教育協会(University Professional and Continuing Education Association: UPCEA)」と呼ばれている。

(1)第一に、現職教員の教育機会の拡大に果たした大学拡張部の役割を明らかにした。1920年代は、師範学校から教員養成カレッジへの昇格運動が進むとともに、校種別・教科別に免許状が分化していった時代である。1930年代になると、下級免許状の更新を制限することで上級免許取得を促す更新・上進制が進展した。そのため、現職教員は、より上位の資格獲得をめざして、学び続ける機会を必要とした。大学拡張部がこうした現職教員に対して、どのような教育機会を提供していたのかに着目した。

(2)第二に、連邦高等教育政策の実行における大学拡張部の意義を分析した。第一次大戦後から大恐慌後に至る連邦教育政策の変化に即して、大学拡張部がどのようなプログラムを展開したのかを探究した。

(3)第三に、研究視点の精緻化をねらいとして、近年の成人教育・継続教育の動向を調査・分析した。UPCEAが中心となって、各大学が相互に協力にしながら、いかにして教育の質向上に取り組んでいるかに焦点を当てた。

3. 研究の方法

上記関連史料の収集および聞き取り調査は、UPCEA事務局(ワシントンD.C.)、ウィスコンシン大学、コロンビア大学、カリフォルニア大学ロサンゼルス校を中心に実施した。また、研究枠組の精緻化のため、国内外の研究者との研究交流を行った。2015年度は大学史研究会年次セミナーを南山大学で主催し、若手研究者を研究協力者として招いて研究交流会を実施した。2017年3月-12月は、訪問研究員としてウィスコンシン大学に滞在し、ネルソン教授、スターン教授らの講義並びにセミナーを受講するとともに、全米教育学会(AERA)および教育史学会(HES)などの全国大会に参加して研究交流を行った。2018年1月-9月は私学研修員として東京大学に所属し、アメリカ高等教育史研究の動向並びに継続高等教育の今日的展開について情報交換を行った。研究交流を通じて、学生支援への関心が高く、学習者に焦点をあてた歴史研究のトレンドが明らかとなったため、現職教員を対象とする研究の方向性を定めることができた。

4. 研究成果

本研究で明らかにした知見は、以下の三点にまとめられる。

(1)現職教員の教育機会拡大：第一次大戦期の軍需産業に必要とされたのは職業教育であった。スミス・ヒューズ法は、中等教育段階における職業教育振興のための法律であるが、大学拡張部にとっては、職業教育科の教員養成という点で重要であった。第一次大戦期は、男性教員が戦地に赴いたうえに、他業種に比べて教員の給与水準が低かったことから、教員が不足した。1910年代には、中等教育の急速な普及に伴って教師の需要が拡大し、1920年代以降、急増した教員の質向上が求められた。教員養成基準の上昇による免許状の更新・上進制の進展に伴い、現職教員は、上位の資格要件を満たすために、大卒資格を得るための単位取得課程を履修する必要に迫られた。大学拡張部は、現職教員が必要とした新たな知識・技術や教材・機器

を提供し、各種の教育プログラムを開発して教育活動を支援した。教員過剰供給となった1930年代になると、大学拡張部の教育課程は安易なビジネスであり、質が低いと批判された。そこで、NUEA 指導者たちは、州教育委員会や大学基準認定協会と協力して単位認定基準を示すことで、質を保証した。学校管理職には、教育に関する研究能力を高めるための大学院レベルの高度な拡張課程が提供された。研究大学と教員養成カレッジとでは開講科目や受講者層のレベルが異なり、高度なレベルの科目には一定の受講資格が要求されるようになった。

以上の歴史像から、大学拡張部が現職教員の教育機会拡大に果たした意義として、次の二点が指摘できる。第一は、大学拡張部が、教員免許資格基準の引き上げに適合するために現職教員が働きながら学ぶ機会を拡大したことである。これにより、教員不足を補い、教員の量的拡大に貢献した。第二は、質的低下の危機に対して、NUEA 指導者たちが、教育委員会や近隣大学ならびに外部の組織団体と協働して、現職教育の質向上に貢献したことである。これら二点は、教員の量的拡大と質向上という、相反するニーズに応えつつ、大学拡張部が現職教育の充実に寄与してきたことを示している。今後日本の大学も、近隣大学や教育委員会との連携・協力関係を築き、現職教員が学びやすい環境づくりを行い、質の高いプログラムを構築することが必要である。しかしながら、職階を上げるためのより高い学位を必須とする体制は、主体的な自己研鑽というよりも、形式的で受動的な研修姿勢を招きかねない。これらの点は、日本への示唆として受け止めるべき問題といえよう。

(2) 戦間期の連邦高等教育政策：第一次大戦後、大学拡張部は、退役軍人の受け皿にもなった。1918年に制定された職業リハビリテーション法によって、退役軍人は、就学助成を受けて大学拡張部に登録し、学業を再開したり新たな資格の取得をめざしたりした。戦時中に予備将校訓練隊 (ROTC) や学生陸軍訓練隊 (SATC) として組織されて大学を離れていた人々も、技術職や管理職をめざして大学に戻った。家庭をもち、働きながら学ぶ学生もいたため、キャンパスには昼夜開講課程で学ぶ成人が増加した。退役軍人に対する就学助成を定めた本法は、第二次大戦後の退役軍人援護法の前提となった。大恐慌後の1930年代は、ニューディール政策下で、職業教育への助成、失業者対策、奨学制度などが連邦雇用政策と連動して展開された。経済難の中で、大学拡張部は、大学進学を断念した青年たちにとって、もうひとつの選択肢となった。失業者対策として行われた民間資源保存局 (CCC) は、植林や国有地保全という雇用を生み出しただけでなく、青年たちがキャンプで通信教育を受講する機会を与えた。また、連邦緊急救済局による直接の助成金によって、失業者たちは就業に有用な職業技能を得ようと、大学拡張課程を受講した。働きながら学ぶというこのプログラムは、これまで高等教育の機会を持たなかった青年層を大学に迎え入れ、オフキャンパスで2年間の大学教育課程を修了する柔軟な学びのスタイルが普及する契機を与えた。しかしながら、伝統的な大学教育を支持する大学人は、こうした新しいプログラムに非協力的で、学位につながる単位を授与することに反対した。これに対し、NUEA 指導者たちは、授業内容、時間数、試験方法など単位互換の基準を細かに規定する一方、専門職団体と協議して資格取得の基準を定めた。また、過度な勧誘広告を出していた営利学校の調査を行ったり、教育活動の実態がない通信教育学校のブラックリストを作成したりして、大学との違いを明確にして大学人の協力を求めつつ、学生を守るよう努めた。

以上のように、大学拡張部は、連邦政府から直接助成を受けたわけではなかったが、退役軍人支援から失業者対策まで、それぞれの連邦助成を得た人々の受け皿となった。NUEA 指導者たちは、そうした新しいプログラムの学問的基準を定めて信頼を得る一方、学生が悪徳な営利学校に騙されないよう、調査研究を実施した。こうして大学拡張部は、大学進学ができなかった人々にも質の良い身近な教育経験を与えたことにより、アメリカ国民が獲得すべきものとしての高等教育に対する意欲を醸成した。その意味で、大学拡張部の意義は、第二次大戦後の連邦高等教育政策の受け入れの前提となる一般大衆の理解と意欲の形成に寄与したことであるといえよう。

(3) 近年の継続高等教育の改革動向：質をめぐる問題は、今日も継続している。2000年代以降のアメリカでは、高等教育財政の逼迫と大学授業料の高騰により、働きながら学ぶ非伝統的學生が増加した。しかし、営利大学に高額な授業料を払っても指導が不十分のため中退に至った、卒業しても職が得られなかったりするといった問題が生まれてきた。これに対し、大学では、大学拡張部の発展的組織である「継続教育部 (Continuing Education Division)」が、成人にとって学びやすい環境を整備するよう努力している。とくに金融危機以降、海外キャンパスの拡大を受けて大学組織全体の見直しが進み、継続教育部は、国境を超えた学位プログラムのプロバイダーとして期待されている。UPCEA は、そうした期待を受けて、2010年以降、自らの組織と事業の改革を実行した。具体的には、専門職のオンライン・ネットワークを形成してビジョンと課題を共有し、民間組織と協働することで、オンライン教育の技術革新を促進し、学位プログラムへのアクセスを容易にした。また、機関調査によってデータを蓄積したうえで、個別大学のニーズに応じたコンサルティングを行ったり、各種のリーダーシップ・プログラムを提供したりした。近年は、オンライン教育の質保証と奨学金受給資格拡大のために活動している。これは、大学組織のなかでマージナルな位置にあった継続教育部が、高等教育のメインストリームとして期待されていることを示している。そのなかで、継続教育部は、単に、教育を提供するだけでなく、履修相談、財政支援、キャリアプランニング、ICT スキルの向上など

の各種サービスを提供するとともに、チャイルドケアや住宅の情報を提供したり、成人学生同士の関係づくりを促すミーティングを開いたりしている。成績を追跡して成績不振者にカウンセリングを行うこともある。このように、継続教育部は、成人が学び続けるための様々な支援を実施している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

五島敦子「戦間期アメリカにおける現職教員の教育機会 大学拡張事業の役割に注目して」、南山大学『南山大学教職センター紀要』第4号、pp.31-41、2019年、査読無

五島敦子「アメリカの大学における継続教育部の改革動向 UPCEA を事例として」、南山大学『アカデミア人文・自然科学編』第12号、2016年、pp.77-89、査読無

五島敦子「コミュニティ・エンゲージメントの評価 カーネギー大学分類の選択的分類を手掛かりに」、全日本大学開放推進機構『UEJ ジャーナル』第18号、2016年、pp.1-8、査読無、https://www.uejp.jp/pdf/journal/18/18_0b.pdf

〔学会発表〕(計 6 件)

五島敦子「ウィスコンシン大学エクステンションの再編動向」全日本大学開放推進機構第11回大学開放研究会、2019年、京都キャンパスプラザ(京都府京都市)

Atsuko Goshima, "Technology Transfer in the American Research University after the First World War," The 58th Annual Meeting of the History of Education Society, 2018, Hotel Albuquerque at Old Town(Albuquerque, NM:USA)

夏目達也、澤野由紀子、沖清豪、五島敦子他4名「高等教育機関における成人向け継続教育の国際比較」日本比較教育学会第53回大会、2017年、東京大学(東京都文京区)

五島敦子「1920-30年代アメリカの現職教員と大学拡張部」、日本教育学会第75回大会、2016年、北海道大学(北海道札幌市)

五島敦子「アメリカにおける大学教育の開放 UCEA から UPCEA へ」日本社会教育学会第62回大会、2015年、首都大学東京(東京都八王子市)

五島敦子「知識基盤社会に対応した大学開放」全日本大学開放推進機構第2回大学開放研究会、2015年、龍谷大学(京都府京都市)

〔図書〕(計 3 件)

上杉孝實、香川正弘、河村能夫編著『大学はコミュニティの知の拠点となれるか - 少子化・人口減少時代の生涯学習』五島敦子「第3章 知識基盤社会の大学開放」ミネルヴァ書房、2016年、256p.(pp.31-44)

松浦良充編著『現代教育の争点・論点』五島敦子「第16章 大学が果たすべき社会貢献とは何か」「第17章 誰のための生涯学習か」一藝社、2015年、208p.(pp.189-198、199-209)

児玉義仁監修『大学事典』五島敦子「地域社会と大学」「ウィスコンシン・アイデア」「社会貢献」「大学開放/大学拡張」「大学専門職・継続教育協会」「地域振興・アメリカ」平凡社、2018年、952p.(pp.443-45、212-13; 482-83、577-88、599、636)

6. 研究組織

(1)研究分担者

無し

(2)研究協力者

研究協力者氏名：戸村 理

ローマ字氏名：TOMURA Osamu

研究協力者氏名：宮里 翔太

ローマ字氏名：MIYAZATO Shota

研究協力者氏名：原 圭寛

ローマ字氏名：HARA Yoshihiro

研究協力者氏名：蝶 慎一

ローマ字氏名：CHO Shinichi

研究協力者氏名：山本 尚史

ローマ字氏名：YAMAMOTO Naoshi

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。